

事務連絡
令和2年3月24日

各自治会長様

袋井市協働まちづくり課長 富山正俊

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部基本方針の改定及び
4月11日の自治会長・自治会連合会長会議の開催中止について

日頃から、市政運営及び自治会活動につきまして、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、3月19日の国の専門家会議の提言等を受け、3月23日に「本市新型コロナウイルス感染症対策本部基本方針」を別添**資料1**のとおり、全面改定しましたのでお知らせします。

1 自治会及び自治会連合会の活動について

- ・改定後の基本方針では、感染予防対策を講じて開催できる。
- ・すでに中止又は延期等を決定したのものについては、その方針に基づき対応いただく。
- ・感染予防対策を講じることができない場合は、延期又は中止とする。
- ・書面表決や委任状による方法について、参考資料を送付する。**資料2**
(同様の文書及び様式は、市ホームページにも掲載しています。)

2 4月11日(土)自治会長・自治会連合会長会議について

- ・4月11日(土)「令和2年度自治会長・自治会連合会長会議」は中止する。
(令和2年度の自治会長様へ連絡をお願いします。)
- ・中止の通知及び会議資料等については、令和2年度の自治会長様へ3月30日の自治会発送に併せて送付する。

3 市への提出書類の期間延長について

- ・提出期限が4月17日(金)までとなっている市への提出書類については、4月30日(木)まで延長する。
 - (1)令和元年度自治会事業実績報告書(協働まちづくり課)
 - (2)令和元年度自治会運営交付金精算書(協働まちづくり課)
 - (3)自治会加入世帯数及び交付金振込口座報告書(協働まちづくり課)
 - (4)資源ごみ回収自治会奨励交付金交付申請書(環境政策課)

※今回の基本方針については、3月24日(火)から4月24日(金)までのものとし、今後の発生状況や国、県の動向により、その都度、基本方針を改定する。

(事務局 協働まちづくり課協働推進室)
(電話 44-3107 (直通))

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部 基本方針

令和2年2月21日作成
令和2年2月28日改定
令和2年3月10日改定
令和2年3月16日改定
令和2年3月23日改定

3月19日の国の専門家会議の提言等を受け、本市は『感染状況が一定程度に収まってきている地域』にあたると判断した上で、今後も『最も感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）』での行動を十分に抑制し、感染拡大のリスクの低い活動から徐々に解除します。

このことから、第5回本部員会議により、4月1日以降の対応も含め、次のとおり全面改定しました。

1 感染予防対策の実施について（以下、「感染予防対策」とする。）

新型コロナウイルス感染症を予防するため、次のとおり、適切な感染予防対策を講じることとする。

- ア 風邪症状等体調の悪い人は、外出等を控えるようにする。
- イ 咳エチケットや手洗い等を実施する。
- ウ 換気を十分に行う。
- エ 多くの人々が密集することのないようにする。
- オ 多くの人々の手が触れる場所等は、消毒を定期的に行う。
（ドアノブ、手すり、テーブル、いす、スイッチ、トイレの流水レバー等）

2 イベント等の開催について

（1）市及び市関係団体が主催するイベント等

参加人数に関わらず、感染の拡大を防止するため、中止又は延期とするとしてきたが、感染予防対策を講じた上で開催できるものとする。

- ア 市内・県内の方を参加対象者とするイベント等
感染予防対策を講じて開催できることとする。
また、自治会及び自治会連合会の活動についても同様とする。
すでに中止又は延期等を決定した催しについては、その方針に
基づき対応いただくこととする。
- イ 参加対象者に県外の方を含むイベント等
緊急性がないものについては、延期又は中止を検討する。
やむを得ず実施する場合は、感染予防対策を最大限講じるものと
する。
なお、感染予防対策を講じることができないものについては、
延期又は中止とする。

(2) 民間団体が主催するイベント等

- (1) の市の意向を伝える。

3 市民への呼びかけについて

- (1) 最も感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、
②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という
3つの条件が同時に重なった場）での活動を避けるように呼びかけ
る。
- (2) 咳エチケットや手洗い等の励行等、個人でも感染予防対策をとる
ことを広報する。
- (3) 相談窓口等で適切な情報提供を行う。
- (4) 体調不良者は、外出を控えるよう呼びかける。
特に高齢者や持病をお持ちの方については、不要不急の外出（特
に感染が拡大している地域への外出）の自粛について呼びかける。

4 市内の企業・事業所への呼びかけについて

市内の企業・事業所へは、厚生労働省や県が発信する情報等を適切
に提供する。

また、1の感染予防対策の実施に加えて、風邪症状者への休暇取得
の勧奨、職場に出勤しなければならない従業員を減らす方法（テレワ
ークや時差出勤等）の推進を要請する。

5 市内小学校、中学校、保育所、幼稚園等の対応について

(1) 小中学校について

- ア 年度末指導や児童生徒のストレス緩和のため、希望者を対象に春休みに登校可能日を設けることができる。(3月25日から27日の間で学校ごとに設定)
- イ 中学校の部活動は、3月25日(水)以降、希望者を対象に校内で活動できることとする。
- ウ 入学式は参加者や内容等を簡素化して実施する。
- エ 始業式、授業等は感染予防に配慮の上行う。

(2) 放課後児童クラブについて

- ア 3月17日(火)から受け入れを行う。ただし、通所は保護者の判断とする。
- イ 障がい児放課後児童クラブは、(2)アと同様の対応とする。

(3) 保育所及び認定こども園(保育部)について

- ア 公立保育所及び公立認定こども園(保育部)は、3月17日(火)から保育を行う。ただし、登園は保護者の判断とする。
- イ 公立保育所及び公立認定こども園(保育部)は、保護者・園児への指導や連絡のため、希望者を対象に3月28日(土)又は29日(日)に登園日を設けることができる。
- ウ 入園式は参加者や内容等を簡素化して実施する。
- エ 始業式、保育は、感染予防に配慮の上行う。
- オ 民間の保育園、認定こども園へ袋井市の方針を伝え、同様の対応を要請する。

(4) 幼稚園及び認定こども園(幼児部)について

- ア 3月18日(水)からの春休み期間については、春季預かり保育を行う。ただし、登園は保護者の判断とする。
- イ 保護者・園児への指導や連絡のため、希望者を対象に、3月31日(火)までの間のいずれかに、登園日を設けることができる。ただし、登園は保護者の判断とする。
- ウ 入園式は参加者や内容等を簡素化して実施する。
- エ 始業式、保育は、感染予防に配慮の上行う。

(5) 給食の対応について

ア 保育所、認定こども園（保育部）は、3月12日（木）から3月31日（火）まで給食を中止するため、登園する場合は、弁当持参とする。

イ 4月1日以降は通常どおりの対応とする。

(6) 子育て支援センター、笠原児童館について

3月17日（火）から再開する。利用は保護者の判断とする。

利用にあたっては、感染予防対策を遵守する。

(7) 図書館、月見の里学遊館、郷土資料館、近藤記念館、歴史文化館について

3月17日（火）から再開する。

利用にあたっては、感染予防対策を遵守する。

6 市内公共施設の利用について

(1) 不特定多数が利用するコミュニティセンター、メロープラザ等の市内公共施設について

3月17日（火）から再開する。

利用にあたっては、感染予防対策を遵守する。

(2) さわやかアリーナ、風見の丘等の市内体育施設等について

4月1日（水）から再開する。

利用にあたっては、感染予防対策を遵守する。

7 この基本方針については、令和2年3月24日から4月24日までのものとする。

なお、今後の発生状況や国、県の動向により、その都度、基本方針を改定する。

新型コロナウイルス感染予防対策対応

自治会等が開催する総会の開催方法

令和2年3月10日に袋井市内において新型コロナウイルス感染者が確認されたことを受け、袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部において基本方針を改定し、自治会・自治会連合会等の総会については、中止又は延期の要請をしてきたところであります。

感染予防対策をしながら行う自治会総会の開催方法について御案内しますので、総会開催の参考としてください。

I 総会に出席しないで表決する方法（欠席する場合）

認可地縁団体（法人化自治会）の根拠法令：地方自治法第260条の18第2項

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、**書面**で、又は**代理人**によって表決をすることができます。

会員（自治会の構成員で議決権を持つ人）は、自治会の総会等に出席できない場合、事前に手続きすることにより提案されている議案に対して表決することができます。

方法は、**（1）「書面表決」による方法** と **（2）「委任状」による方法** の2種類です。

1 書面表決書による方法

⇒ 書面で議案に対して「賛成・反対」の意思表示や意見を伝える方法

2 委任状による方法

⇒ 総会に出席する人から自分の代理人を定め、権限を委任する方法

《補足》・「書面表決」による方法、「委任状」による方法ともに、表決をする最小数の人数（最低3人以上）は必要となります。

II 総会の開催方法

1 書面表決書による方法

書面表決は、全会員のうち一部の人又は会員全員で実施することもできます。

ここでは、会員全員が書面表決による場合を説明します。

《注意》会員全員が書面表決書による方法となった場合でも、議事録作成及び不正防止のため、複数人（最低3人以上）が集まり集計する必要があります。

〔参考様式〕ア 開催のお知らせ及び書面表決書

イ 自治会総会（書面表決）報告書〔全員が書面表決書の場合に使用〕

・報告様式と議事録を一つの様式にまとめてあります。

※ 参考様式は、適宜修正して使用してください。

書面表決の流れ（会員全員が書面表決をする場合）

- ① 「総会の開催について」、「議案」、「書面表決書」を会員へ配布する
→ [参考様式] ア 開催のお知らせ及び書面表決書
- ② 会員から「書面表決書」を提出してもらう
 書面表決書は、提出又は回収のどちらでも構いません
- ③ 総会を開催する（提出された書面表決書数を出席者数、議案の表決に加える）
 総会＝書面表決の集計 となります
最低3人以上が集まって、「総会出席者数」、「総会の成立の可否」、「議長・議事録署名人の指名」、「各議案に対する結果の集計」を行います
- ④ 総会の結果を回覧等で会員に報告する
→ [参考様式] イ 自治会総会（書面表決）報告書

2 委任状による方法

総会に出席する人から自分の代理人を定め、権限を委任する方法です。

総会を欠席する場合や会員数が多く総会に全員が出席できない場合などに活用します。

《注意》新型コロナウイルス感染予防対策のため、役員のみでの出席など、総会への出席者をなるべく少人数としてください。

なお、出席者の中から、議長及び議事録署名人を指名する必要があります。

※ 委任状の様式は、自治会規約等で定められたものを使用してください。

委任状による開催の流れ

- ① 「総会の開催について」、「委任状」を会員へ配布する
※ 「議案」は当日配布でも可
- ② 会員から「委任状」を提出してもらう
※ 委任状は、提出又は回収のどちらでも構いません
- ③ 総会を開催する（提出された委任状数を出席者数、議案の表決に加える）
 最小人数での開催の場合、議案や結果を会員へ報告することが必要な場合もあります

3 総会、書面表決の集計には、感染予防対策の実施を！

屋内の会議室等で人が集まる場合は、次のことに注意してください。

- (1) 体調の悪い人やハイリスクの人（基礎疾患のある人等）は出席を控えてもらう。
- (2) 出席者は咳エチケットや手洗い等を実践する。
- (3) 会議室等の換気を十分に行う。
- (4) 多くの人々が密集しないようにする。
- (5) 多くの人々の手が触れる場所等は、消毒を定期的に行う。

令和2年 月 日

自治会員 各位

_____自治会長_____

_____自治会総会の開催について（お知らせ）

時下、皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、例年、当自治会では、総会を開催しておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び感染予防のため、公会堂に多人数の方が集まるのが適切ではありませんので、総会を書面表決にて決議することとします。

つきましては、別添の議案をご覧ください、「書面表決書」を令和2年 月 日までに提出くださいますようお願いいたします。

なお、提出された書面表決書は、役員が集計し、あらためて結果を回覧します。

自治会長 _____

電 話： _____

[切 り 取 り]

書面表決書

_____自治会の各議案について下記のとおり表決します。

令和 年 月 日

〔住所〕 袋井市 _____

〔氏名〕 _____ ㊟

※賛成か反対のどちらかに○をつけてください。

第 号議案 _____	賛成	・	反対
第 号議案 _____	賛成	・	反対
第 号議案 _____	賛成	・	反対
第 号議案 _____	賛成	・	反対
第 号議案 _____	賛成	・	反対
第 号議案 _____	賛成	・	反対

【意見】 ※意見がありましたらご記入ください。

(_____)

自治会員 各位

〇〇〇自治会長 〇〇 〇〇

〇〇〇自治会総会の開催について（お知らせ）

理由を簡潔に入れてください

時下、皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、例年、当自治会では、総会を開催しておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び感染予防のため、公会堂に多人数の方が集まることが適切ではありませんので、総会を書面表決にて決議することとします。

つきましては、別添の議案をご覧いただき、「書面表決書」を令和〇年〇月〇日までに自治会長へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、提出された書面表決書は、役員が集計し、あらためて結果を回覧します。

提出先は班長等の役員でもOK
また、自治会長や役員の回収でも大丈夫です

自治会長 〇〇 〇〇
電話：〇〇-〇〇〇〇

[切り取り]

書面表決書

〇〇〇自治会の各議案について下記のとおり表決します。

世帯の代表者（議決権を持つ会員）が、
記入・押印をしてください

令和 年 月 日

表決書の記入日
を入れる

〔住所〕 袋井市 _____

〔氏名〕 _____ 印

※賛成か反対のどちらかに〇をつけてください。

- | | | | |
|--------------------|----|---|----|
| 第〇号議案「 _____ について」 | 賛成 | ・ | 反対 |
| 第〇号議案「 _____ について」 | 賛成 | ・ | 反対 |
| 第〇号議案「 _____ について」 | 賛成 | ・ | 反対 |
| 第〇号議案「 _____ について」 | 賛成 | ・ | 反対 |
| 第〇号議案「 _____ について」 | 賛成 | ・ | 反対 |
| 第〇号議案「 _____ について」 | 賛成 | ・ | 反対 |

【意見】 ※意見がありましたらご記入ください。

[_____]

自治会総会（書面表決）報告書

令和____年度 _____自治会総会各議案について規約の定めに従い、適正な手続きにより次のとおり議決されましたので報告します。

- 1 集計年月日 令和____年____月____日
- 2 集計場所 _____公会堂
- 3 会員総数 _____人
- 4 出席会員数 _____人（委任状・書面表決書提出者を含む）
会員総数のうち____分の____以上の出席により総会は成立
- 5 議事経過及びその結果

議案	結果	賛成	反対	無効
第____号議案	可決 否決	票	票	票
第____号議案	可決 否決	票	票	票
第____号議案	可決 否決	票	票	票
第____号議案	可決 否決	票	票	票
第____号議案	可決 否決	票	票	票
第____号議案	可決 否決	票	票	票

この報告書（議事録）が正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人は次に署名捺印する。

令和____年____月____日

議長 _____ ㊟

議事録署名人 _____ ㊟

議事録署名人 _____ ㊟

〇〇〇自治会総会（書面表決）報告書

記載例

令和〇年度〇〇〇自治会総会各議案について規約の定めに従い、適正な手続きにより次のとおり議決されましたので報告します。

- 1 集計年月日 令和〇年〇月〇日
- 2 集計場所 〇〇〇公会堂
- 3 会員総数 〇〇〇人
- 4 出席会員数 〇〇〇人（委任状・書面表決書提出者を含む）
 会員総数のうち〇分の〇以上の出席により総会は成立
- 5 議事経過及びその結果

書面表決書を集計した日、場所を記載

議決権を持つ会員の総数を記入

規約に合わせて変更

議案	結果	賛成	反対	無効
第〇号議案	可決	123 票	17 票	10 票
第〇号議案	可決	113 票	26 票	11 票
第〇号議案	否決	64 票	82 票	4 票
第〇号議案	可決	99 票	44 票	7 票
第〇号議案	否決	11 票	134 票	5 票
第〇号議案	可決	100 票	43 票	7 票

結果の欄は「可決」「否決」のどちらかを記載

この報告書（議事録）が正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人は次に署名捺印する。

令和〇年〇月〇日

会員全員が書面表決した場合でも、複数人（最低3人）で集計する必要があります。

- ・議長、議事録署名人
- ⇒集計を行った人の中から記入

議長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)